



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第 8 4 9 号 令和 7 年 7 月 8 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
4 2	徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例	議会事務局

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**  
(条例第四十二号)

- 一 費用弁償として支給する旅費について、職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う  
所要の改正を行うこととした。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県条例第四十二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県  
条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。  
別表第一車賃の項を次のように改める。

その他の交通費	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受けるその他の 交通費に係る旅費の額に相当する額
---------	---

### 附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条第三項及び別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅  
行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。